






とみや男女共同参画推進プラン

    
2004, 4～2014, 3

富 谷 町

目 次

第1章	計画策定の基本的な考え方	
	1. 計画策定の背景	2
	2. 計画策定の必要性	2
	3. 計画策定の趣旨	3
	4. 計画の性格	3
	5. 計画の期間	3
	6. 計画の策定体制	4
第2章	基本理念	
	1. 計画の基本理念	6
第3章	基本計画	
	1. 体系図	8
	2. 基本目標と施策の方向	9
	基本目標 I	9
	基本目標 II	18
	基本目標 III	25
	基本目標 IV	34
	基本目標 V	37
資 料		
	・用語の解説	41
	・富谷町男女共同参画推進本部設置要綱	43
	・富谷町男女共同参画推進本部会議傍聴要領	45
	・男女共同参画推進準備委員会設置要綱	47
	・男女共同参画社会基本法	49
	・宮城県男女共同参画推進条例	56
	・国際婦人年以降の国内の動き	63
	・相談窓口	66

第 1 章



計画策定の基本的な考え方



第1章 計画策定の基本的な考え方

1・計画策定の背景

世界では

国際連合において、1948年「世界人権宣言」の採択から、あらゆる差別を撤廃する運動が展開され、男女平等に向けての取り組みも行われてきました。

2000年（平成12年6月）には、ニューヨークにおいて「21世紀に向けての男女平等・開発・平和」をテーマとした国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、北京行動綱領の実施状況の検討・評価が行われるとともに、さらなる行動とイニシアティブの検討が行われ、その結果が「政治宣言」及び「成果文書」として取りまとめられました。

国内の動き

1994年（平成6年）、法令に基づく組織として総理府の男女共同参画室とあわせて男女共同参画審議会が設置され、1996年男女共同参画2000年プラン・男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年までの国内行動計画が策定され実行されてきました。

1999年（平成11年6月）に男女共同参画社会基本法が制定され、2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画」が策定されました。これを受け全国の市町村では、男女共同参画プラン策定が加速化し、また見直しも相次ぎ最近では男女共同参画プランの内容がより具体的に、より実効性を高めるための創意工夫が盛り込まれる傾向にあります。

2・計画策定の必要性

現実には

男女雇用機会均等法施行・改正後も女性の就業・就職形態は今もって厳しい状況にあり、DV・職場のセクシャル・ハラスメントなど女性に対する暴力等も年々増加の傾向にあります。また、家庭生活における家事・介護・育児の責任も固定的な役割分担に未だ縛られている状況にあります。

富谷町においても、町民を対象に実施した「男女共同参画に関する意識調査」によると、まだまだ男は仕事、女は家事・育児などという性別による固定的な役割分担意識が強くもたれている実態であります。

魅力あるまちづくりの一環として

男女共同参画社会基本法の制定により、自治体において男女共同参画社会づくりのプランの策定が義務（努力義務）付けられ、これまで周辺課題として処理されてきた男女共同参画というテーマを、政策の一つとして位置づける時期になっています。

21世紀の真の豊かな社会を築くために、男女が家庭・学校・職場・地域の政策決定の場などあらゆる分野に共同参画し、共に社会・地域の発展を支えていくような「男女共同社会の形成」が欠くことのできない要因であります。

第1章 計画策定の基本的な考え方

「ゆとりのあるふるさと富谷町」を目指し

男女がお互いを認め合い、その個性と能力を発揮し、喜びも責任も分かち合うことのできる調和の取れた地域・社会づくりのために、富谷町民一人ひとりが「ゆとりのあるふるさと」を実感できる町を目指し、男女共同参画を推進します。

3・計画策定の趣旨

少子高齢化の進展、地球環境問題の深刻化など私たちを取り巻く社会経済環境が急速に変化してくる中で、男女がお互いに性別による固定的な役割分担意識に縛られることなく、家庭・学校・職場・地域で個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが求められています。

男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本において最重要課題の一つとして位置づけ、国・地方公共団体・国民がそれぞれの役割を果たしながら、連携して総合的に進められています。

このようなことから、富谷町の町民一人ひとりが、あらゆる分野で個性や能力を生き生きと発揮でき「ゆとりのあるふるさと」を実感できる社会を築き上げるために、このたび「とみや男女共同参画推進プラン」を策定しました。

4・計画の性格

本計画は、富谷町総合計画を上位計画と位置づけ、国の男女共同参画基本法及び宮城県男女共同参画推進条例を踏まえ策定したものであり、富谷町の重要課題の一つとして、富谷町男女共同参画社会の確立のための施策の基本方針を示すものです。

5・計画の期間

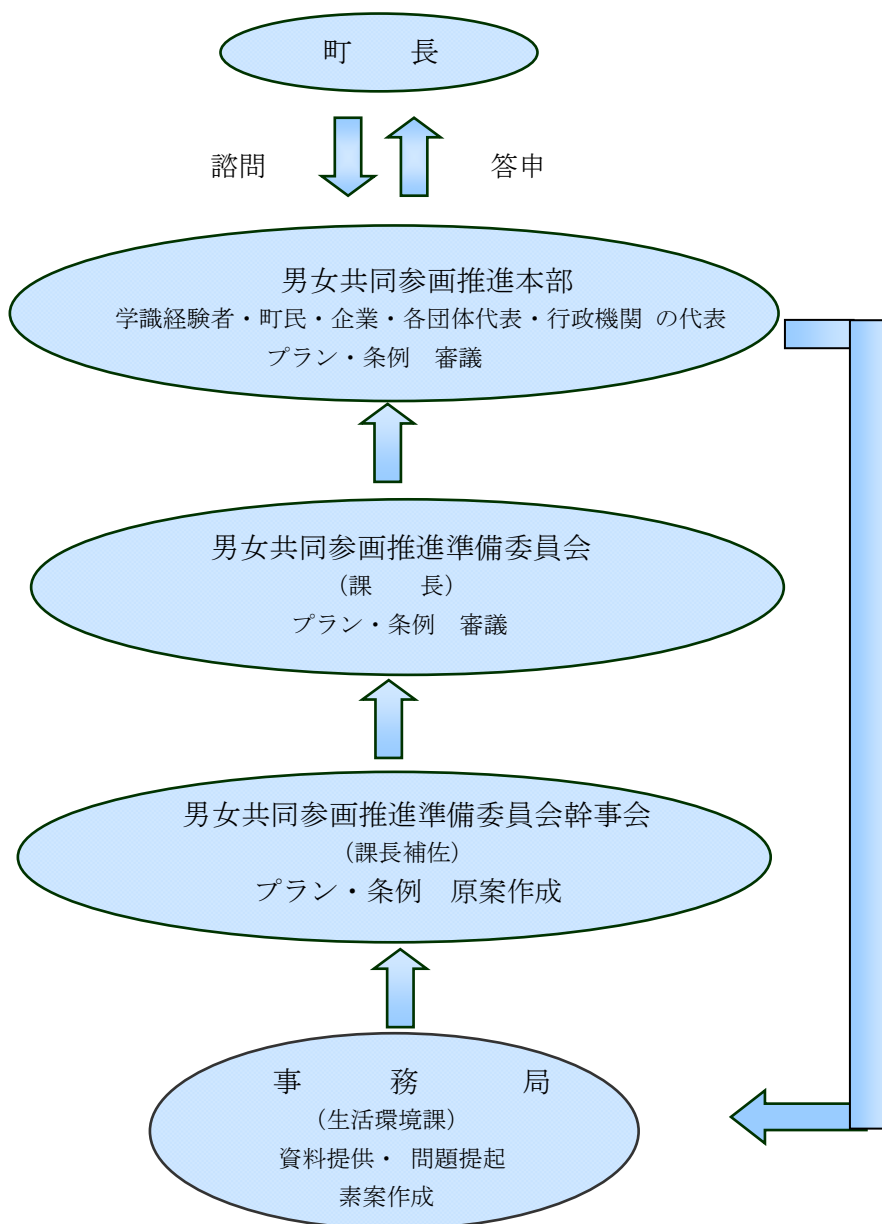
本計画の期間は、2004年4月(平成16年度)から2014年3月(平成25年度)までの10年間とし、富谷町総合計画と整合性を図りながら進めていきます。

第1章 計画策定の基本的な考え方

6・計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、公募による町民を含めたメンバーで構成される富谷町男女共同参画推進本部を設置し、その下部組織として、役場職員で構成する富谷町男女共同参画推進準備委員会及び幹事会を設置しました。

男女共同参画推進プラン策定体制図



第 2 章



基 本 理 念



第2章 基本理念

1・計画の基本理念

町民一人ひとりが「ゆとりのあるふるさと」を実感できる男女共同参画社会の実現を目指し、次の基本理念を掲げます。

〔1〕 男女の人権の尊重

性別により差別されることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、その人権が尊重される社会を目指します。

〔2〕 社会における性別による役割分担意識の変革

男女一人ひとりが、性別による役割分担意識に縛られることなく、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、自己の意思と責任により、多様な生き方を選択できる社会を目指します。

〔3〕 政策等の立案及び決定の場への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として政策・方針の立案及び決定の場へ参画できる機会が確保される社会を目指します。

〔4〕 家庭における活動と他の活動の両立

男女一人ひとりが家族の一員として、共に子の養育・家族の介護その他の家庭生活における活動について、役割を果しその責任を分かち合いながら、他の活動を行うことができる社会を目指します。

〔5〕 国際的な視野での推進

国際的な視野と感覚を身につけた、富谷町民による活動を目指します。

第 3 章

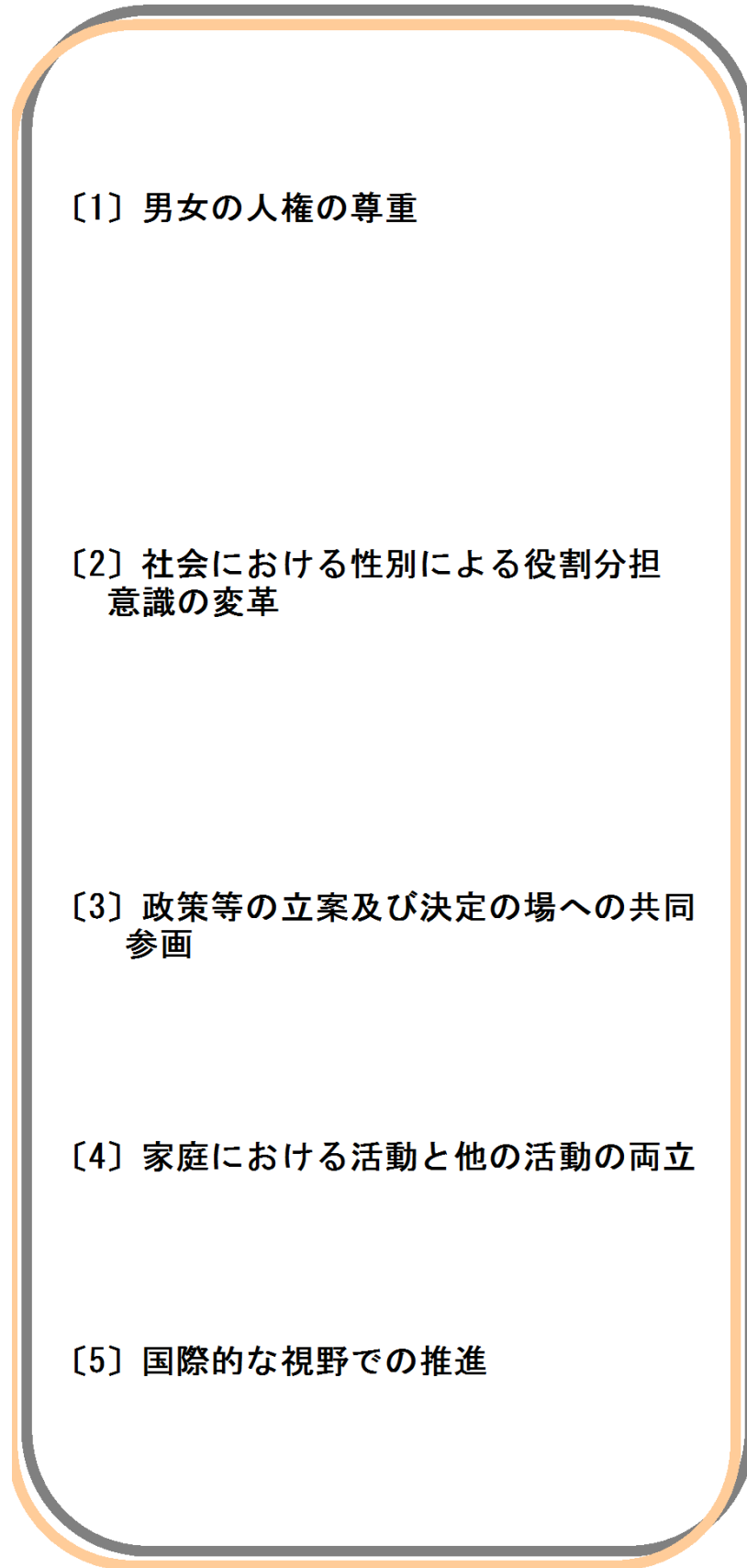


基 本 計 画

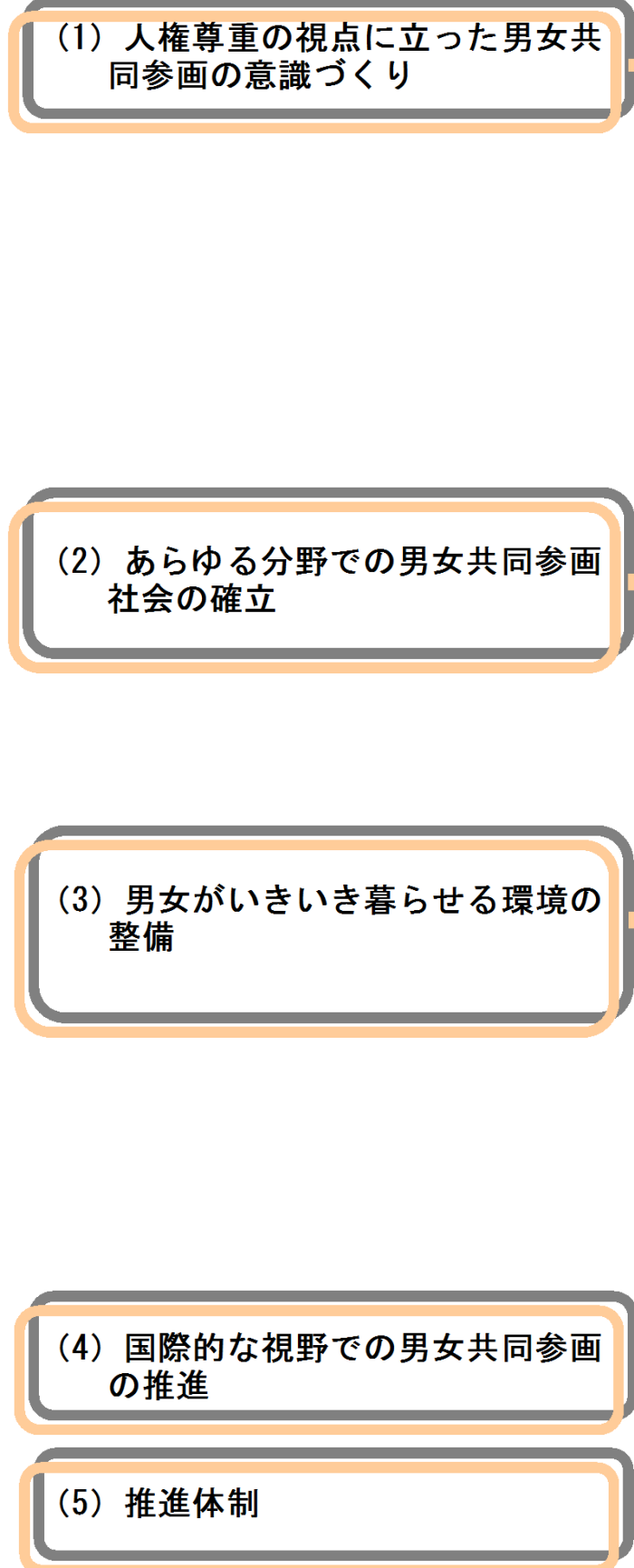


● 計画の体系

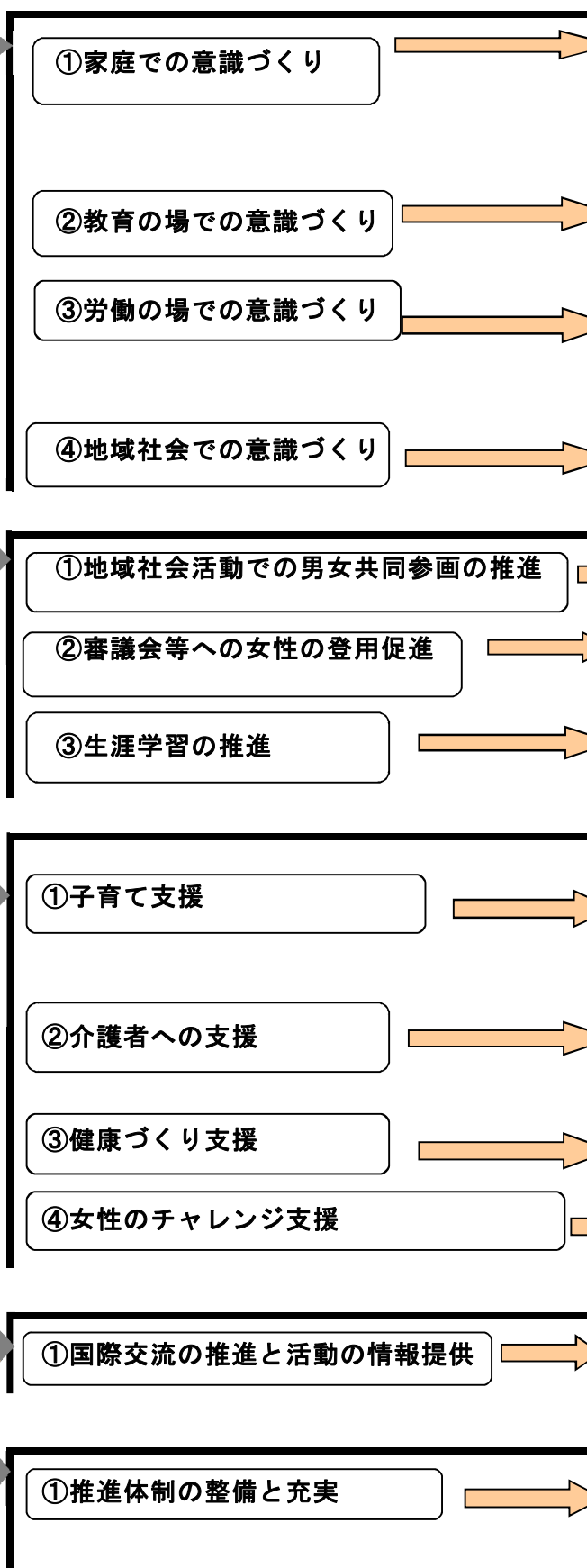
基本理念



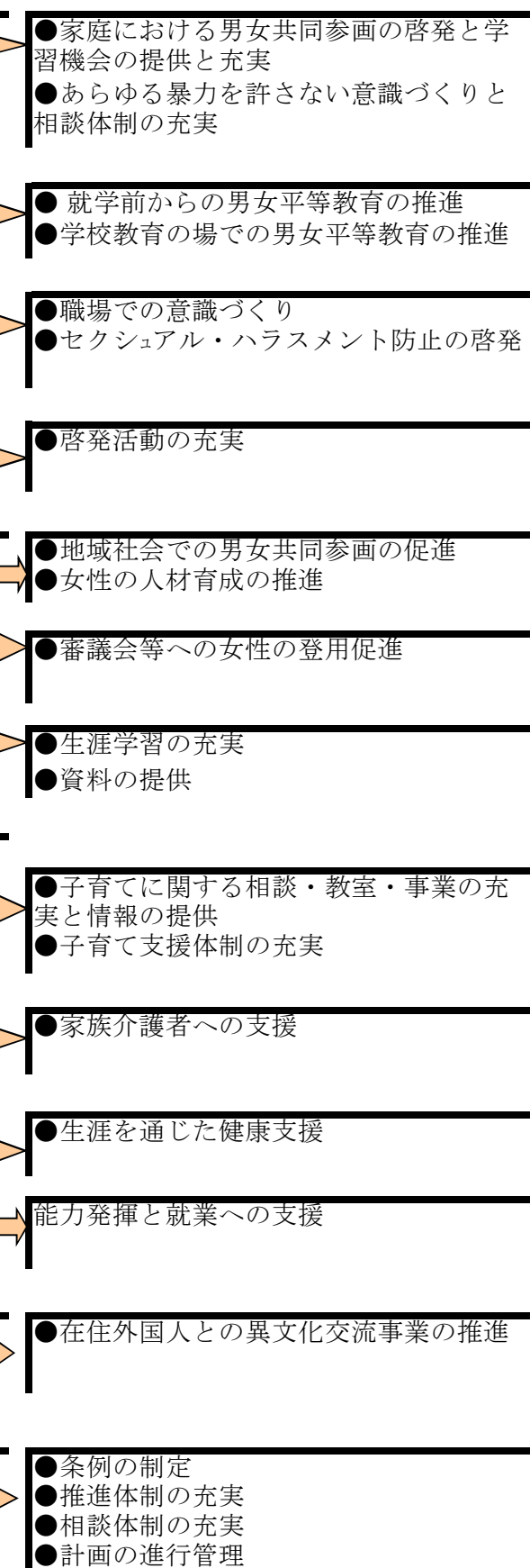
基本目標



課題



施策の方向



第3章 基本計画

基本目標 I 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり

男性も女性もそれぞれの人生を自己決定できる力を持ち、性差別・暴力問題を自らの問題として取り組むことができるよう、家庭、学校、労働の場、地域社会などさまざまな場面で啓発活動を進め、人権尊重の視点に立った、男女共同参画の意識づくりを進めます。

①家庭での意識づくり

家庭生活における男性参画の啓発を図り、幼児期からの男女共同参画と暴力を許さない意識づくりを進めます。

②教育の場での意識づくり

学校教育や就学前の教育において、人権尊重意識と男女共同参画の意識づくりを進めます。

③労働の場での意識づくり

男女が働くうえで、大切な法律や制度の情報提供を行うとともに、男女平等の労働環境の整備に向けて、事業主などに対し啓発を行います。

④地域社会での意識づくり

男性中心の社会通念や習慣・しきたりを改め、あらゆる年齢の人たちに多くの機会を通じ、男女平等と共同参画の意識づくりを進めます。

第3章 基本計画

① 家庭での意識づくり

【現況と課題】

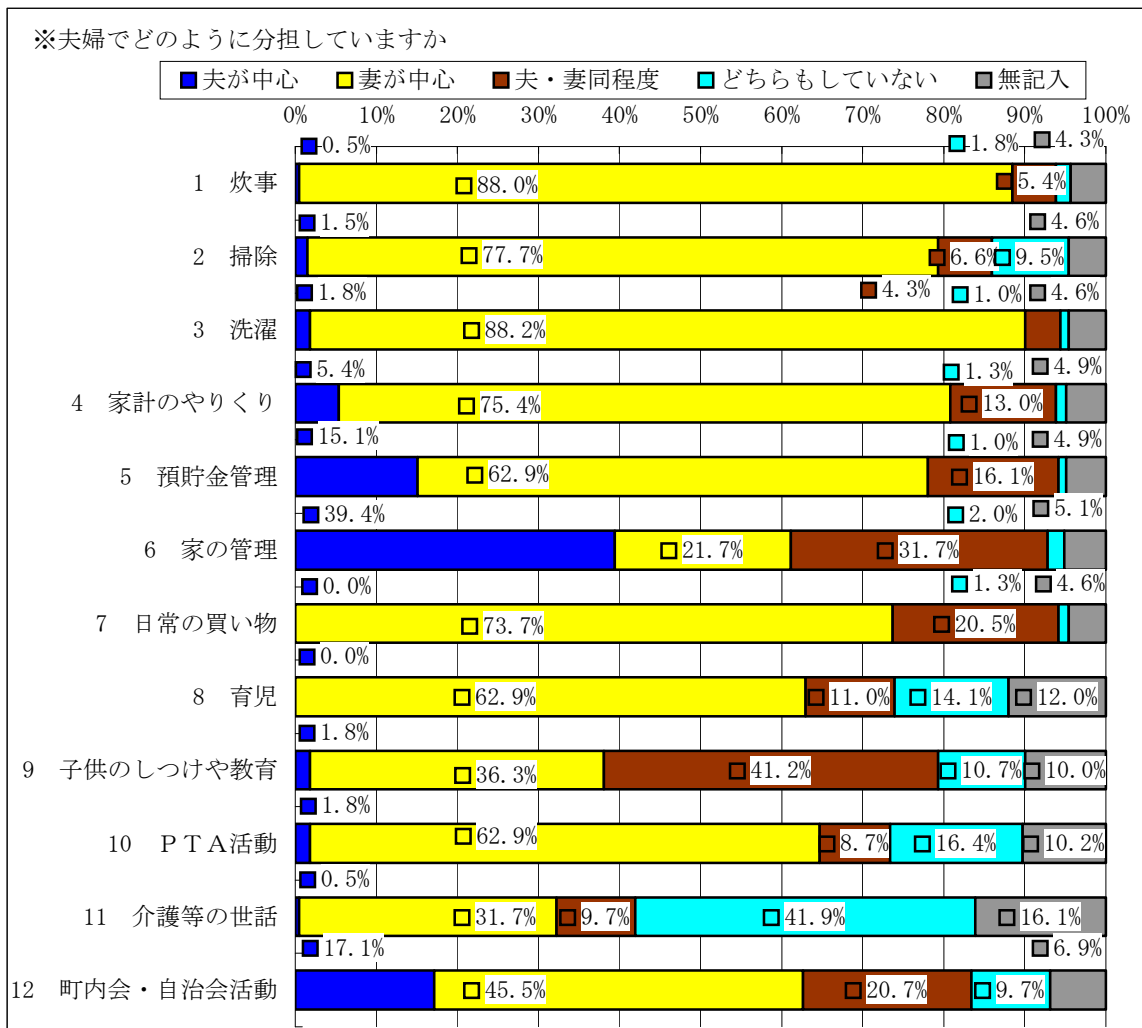
「男女共同参画社会基本法」では、「家族が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること」と謳っています。

住民意識調査では、大半の人が未だに「主に妻が、掃除、洗濯、炊事、育児をしている」と答えており、家庭での労働の大部分を女性が担っている状況と言えます。

男女共同参画を進めるためには、幼児期からの家事参加のような家庭生活の中での意識付けが重要であり、家事・育児・介護等を男女が協力し合いながら、相互に担うという意識の浸透が必要です。

また、配偶者や恋人からの暴力(DV)は、年々深刻化し、当町においても平成15年度の相談件数が4件と表面化しつつあります。平成13年10月より施行されたDV法では「家庭内であっても配偶者に対する暴力は犯罪である」としています。

配偶者への暴力は基本的人権の侵害であり、決して許されるものではないという意識をつくとともに、関係機関と連携しながら、相談しやすい体制の整備を行う必要があります。



資料：住民意識調査

第3章 基本計画

【施策の方向と取組】

施策の方向	取組内容
1・家庭における男女共同参画の啓発と学習機会の提供と充実	①広報等による啓発 子育てや介護などに関する情報提供と家庭での男女共同参画の意識づくりを促すために、広報・ホームページ・ポスターなどで啓発します。
	②家庭教育に関する学習機会の提供 家庭生活における家族としての役割と責任について認識を深めるとともに、家事・育児・介護など家庭生活へ家族が共に参画できるような、学習機会の提供と充実を図ります。
2・あらゆる暴力を許さない意識づくりと相談体制の充実	①DV防止の啓発と学習機会の提供 あらゆる暴力の根絶を目指し、広報・ホームページ・ポスターなどで啓発するとともに、DV防止法の周知と学習機会の提供を行います。
	②相談体制の整備と充実 国・県及びDVに係る相談委員等と連携しながら、DVに関する相談体制の整備と充実に努めます。



第3章 基本計画

② 教育の場での意識づくり

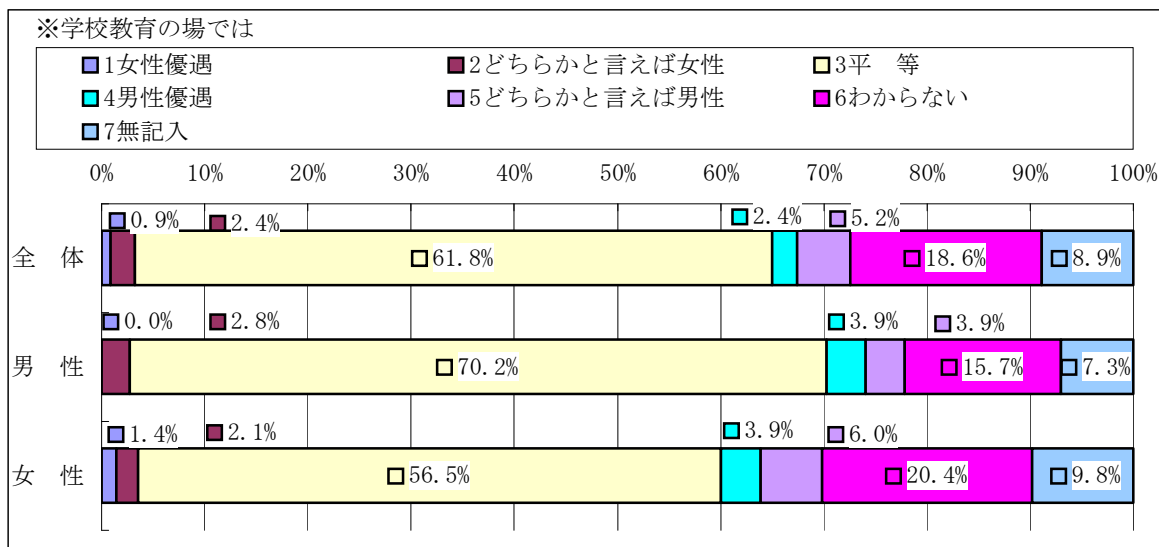
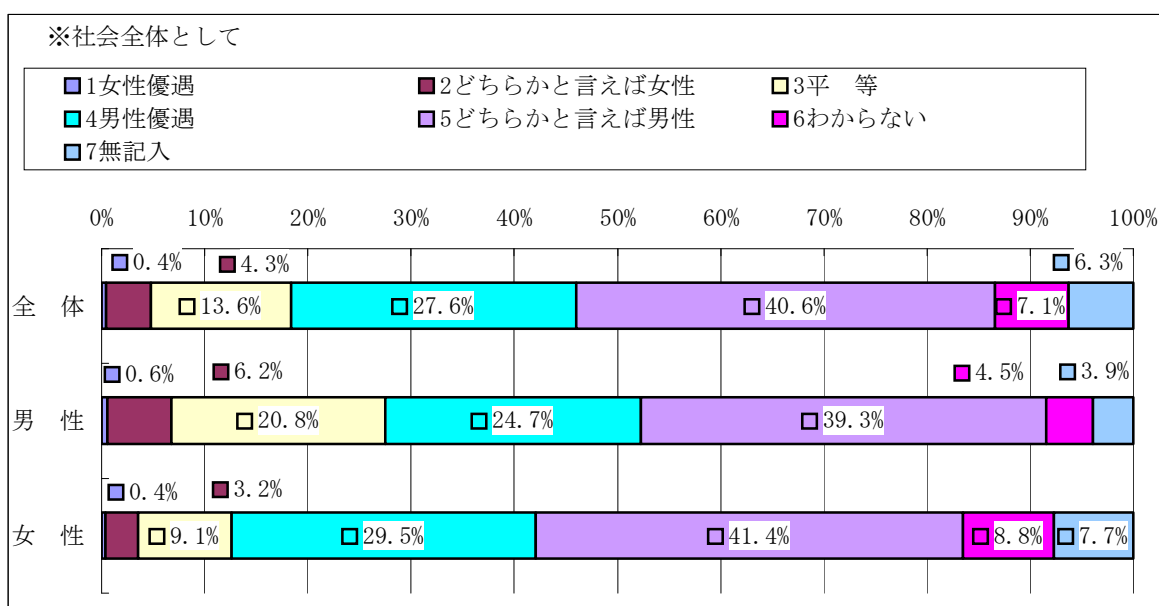
【現況と課題】

町内の小中学校及び幼稚園並びに保育所では、健康で豊かな情緒を備えた人間性の育成をめざし、男女平等観に立った人権教育と啓発に取り組んでいます。

現在の男女の立場についての住民意識調査によると、社会全体として「男性優遇・どちらかと言えば男性優遇」と合わせて68.2%の人が回答している中で、学校教育の場では「男女平等である」と61.8%の人が認識しています。

人は、それぞれが多様な個性や能力を持っています。人権に関する教育、性教育などの充実を図り、男女が互いに人格を理解し尊重しあい、協力して生きていく力を身につけていく教育が重要となります。

※ 現在の男女の立場についてどう感じますか



資料：住民意識調査

第3章 基本計画

【施策の方向と取組】

施策の方向	取組内容
1・就学前からの男女平等教育の推進	①就学前からの男女平等教育の推進 健康で豊かな情緒を備えた人間性の育成を図るため、幼児期からの男女平等と人権尊重を意識した教育を進めます。
2・学校教育の場での男女平等教育の推進	①男女平等観を育てる学校教育の充実 お互いの性と人権を尊重しながら、個性や能力を十分に発揮できる教育を進めます。
	②性教育の充実 発達段階に応じた性に関する知識を身につけ、性の尊重に基づく行動が取れるよう性教育の充実を図ります。
	③保護者教育の充実 あらゆる機会をとらえ、男女共同参画の必要性と母性保護の意識づくりの啓発を図ります。
	④教職員への研修の支援 教育を担う教職員への、男女共同参画を視点とした研修等や啓発を図ります。

第3章 基本計画

③ 労働の場での意識づくり

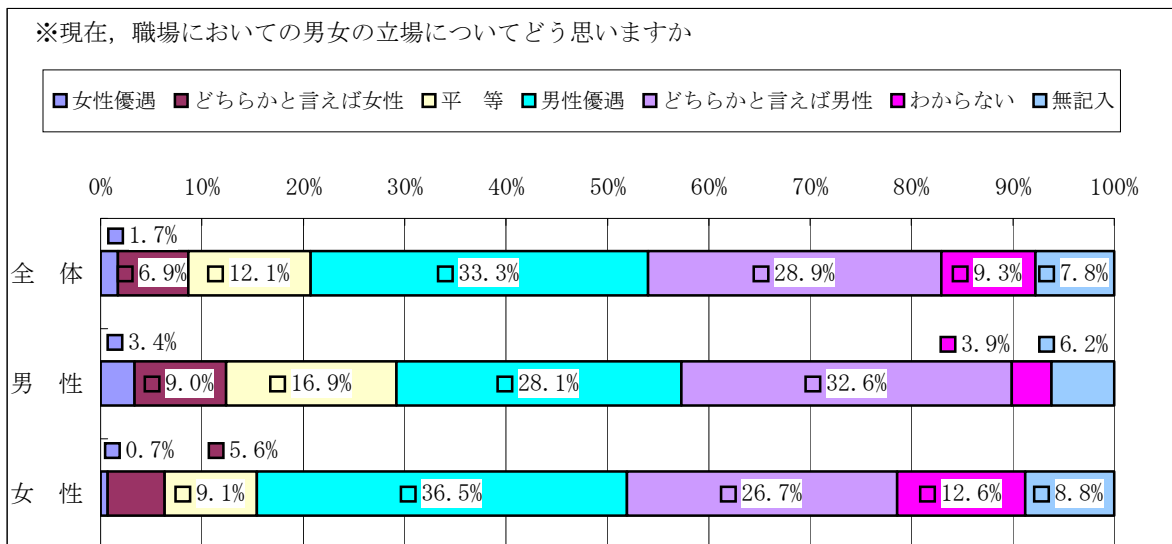
【現況と課題】

平成11年に男女雇用機会均等法が改正され、募集・採用・配置・昇進などで女性労働者に対して差別的な扱いをすることが禁止され同時に、セクシュアル・ハラスメントの防止が事業主の配慮義務となりました。

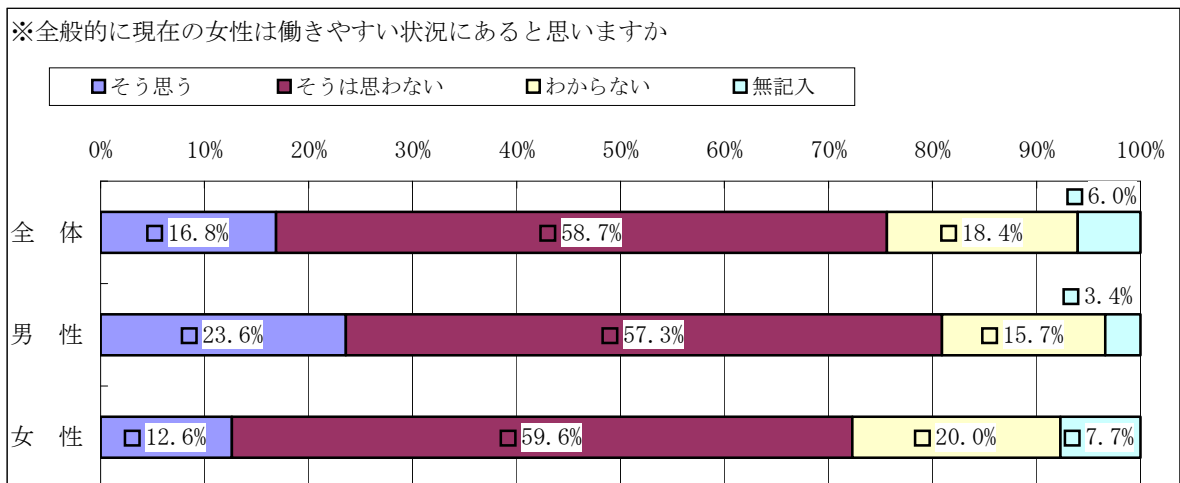
また、住民意識調査では、職場における男女の立場について「男性優遇・どちらかと言えば男性優遇」という回答が合わせて62.2%であり、女性にとって働きやすい立場になっていないようです。

改正均等法をはじめ、男女が働くうえで大切な法律や制度の情報提供を行うとともに、男女平等の労働環境の整備に向けて、事業主などに啓発していくことが重要となります。

※現在、職場における男女の立場についてどう思いますか



※一般的に現在の女性は働きやすい状況にあると思いますか



第3章 基本計画

資料：住民意識調査

【施策の方向と取組】

施策の方向	取組内容
1・労働の場での意識づくり	①各種法律・制度の普及啓発 育児・介護休業法，男女雇用機会均等法など，男女が共に働くうえで大切な法律や制度の情報を提供します。
2・セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	①学習機会と情報の提供 関係機関と連携をとりながら，セクシュアル・ハラスメントに関する学習機会と相談窓口についての情報を提供します。
	②セクシュアル・ハラスメント防止の啓発 労働の場における，セクシュアル・ハラスメントの防止について働きかけます。



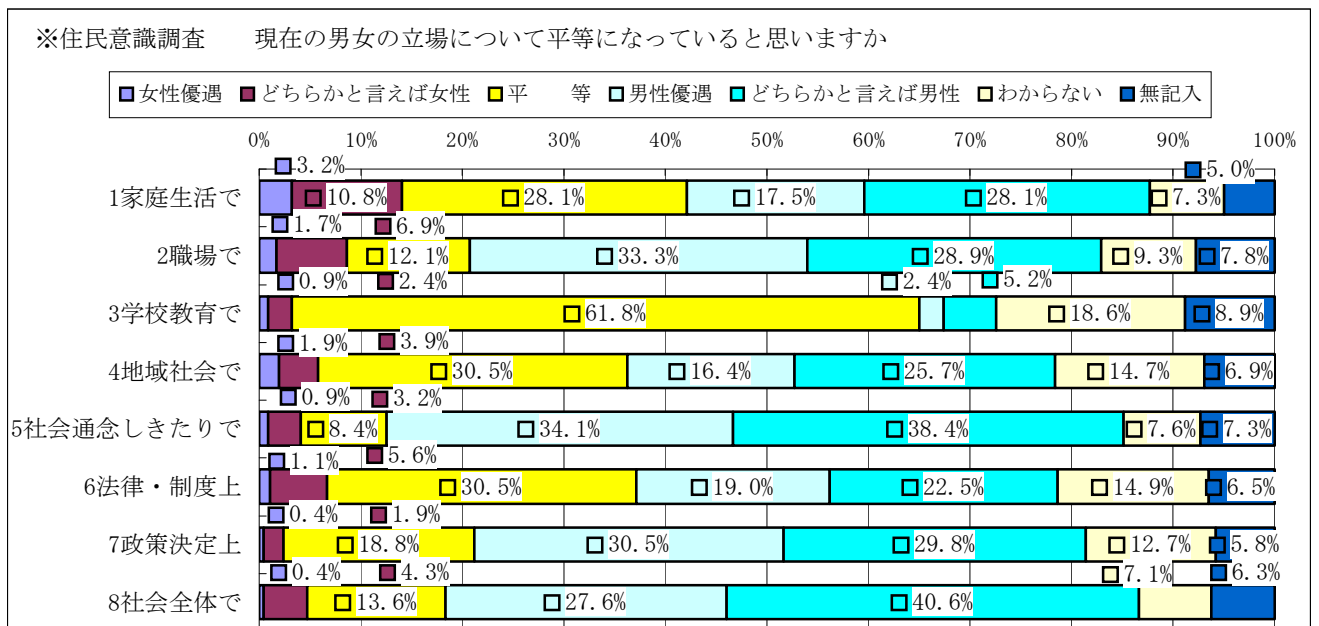
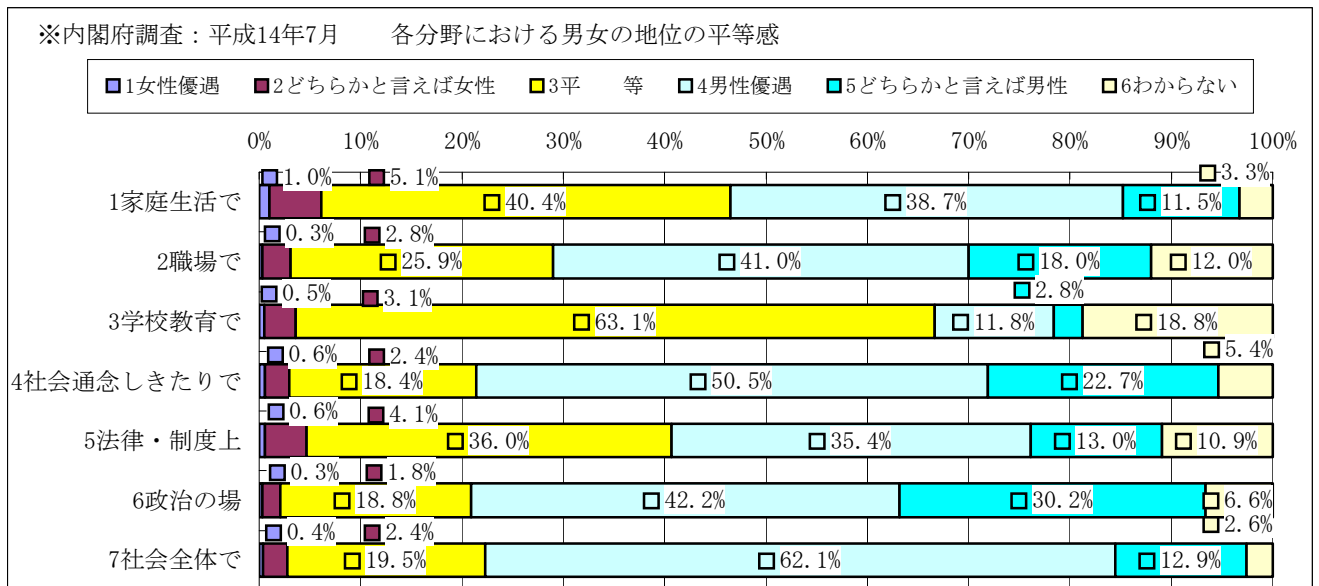
第3章 基本計画

④ 地域社会での意識づくり

【現況と課題】

男女の平等感について内閣府が行った世論調査結果によると、社会全体で「男性優遇・どちらかと言えば男性優遇」という回答が合わせて75%と、依然として男女の不平等感が強く残っているようです。

住民意識調査では、社会全体で「男性優遇・どちらかと言えば男性優遇」と回答した人が全体で68.2%であり、地域社会や社会通念・しきたりの面でも「平等」と回答した人より多く、地域社会における性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習などがまだまだあるようです。このような慣習などを見直すとともに、町民一人ひとりが身近な生活の中から具体的な取組みを実践して行くという意識を持つことが最も大切と言えます。



資料：住民意識調査

第3章 基本計画

【施策の方向と取組】

施策の方向	取組内容
1・啓発活動の充実	①広報による啓発 地域社会での意識づくりを促すため、広報、ホームページなどで啓発します。
	②地域に対する呼びかけ 地域の各種活動において、男女共同参画の意識づくりの呼びかけを行います。



基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画社会の確立



男女がさまざまな分野へ参画し，自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画に満ちた地域社会を目指します。



①地域社会活動での男女共同参画の推進

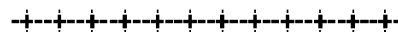
地域社会への男女参画を促すとともに，女性リーダーの育成に努めます。

②審議会等への女性の登用促進

審議会等への女性の登用を進め，政策の立案及び決定の場への参画を促します。

③生涯学習の推進

男女共同参画の視点に立ち，さまざまなライフステージにおける課題に対応した学習内容を充実させ，男性の積極的な参加と，女性の持つ能力の更なる向上を促すような学習機会の提供を行います。



第3章 基本計画

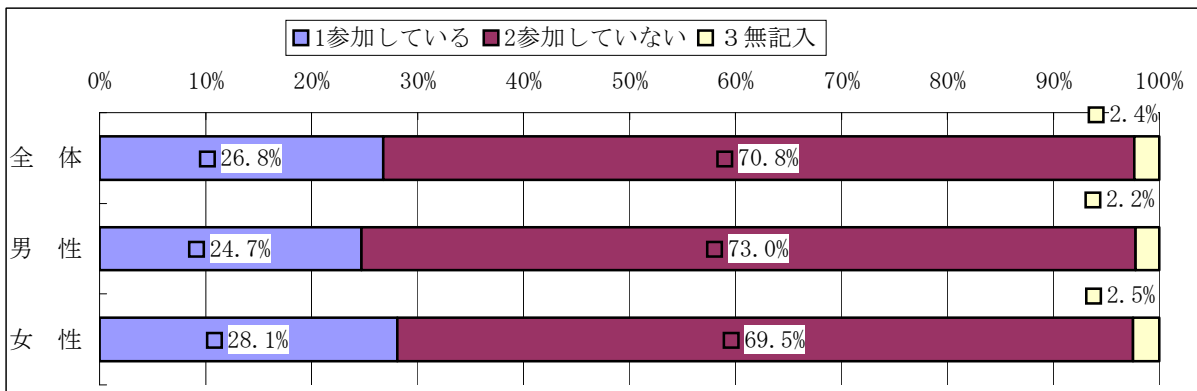
① 地域社会活動での男女共同参画の推進

「現況と課題」

ライフスタイルの変化や価値観の多様化と核家族化に伴い、隣近所をはじめとする地域での結びつきが希薄になっています。

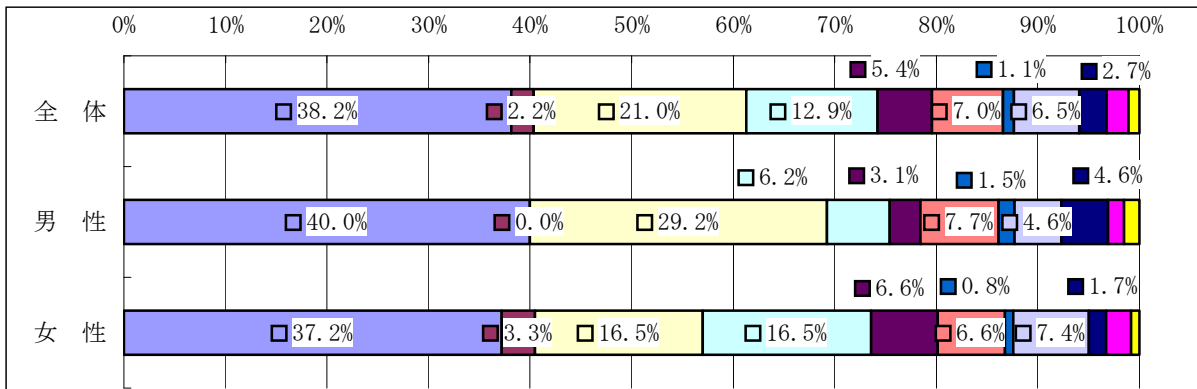
現在、町内会・PTA・子供会育成会・ボランティア団体など、地域を支えるさまざまな活動が展開されています。そうした中で住民意識調査では社会活動の参加割合が、男性24.7%、女性28.1%と男女ほぼ同じですが、地域活動や青少年健全育成活動への参加割合が男女によって違いがあります。又、実際の活動は女性で代表が男性という例も多く、男女が共にあらゆる場面に積極的に参画し活躍できるような地域社会をつくるためにも、男性の地域活動への参画を促すとともに、地域の様々な活動を行う女性リーダーの育成も必要となってきます。

※何らかの社会活動等に参加していますか



※どのような活動に参加していますか

- 1・愛好会グループ活動（趣味のサークル活動・スポーツ活動・公民館学習活動など）
- 2・公的委員活動（民生児童委員・福祉委員・各種審議会委員など）
- 3・地域活動（町内会・消防団・婦人会・農協青年・女性部など）
- 4・青少年健全育成活動（PTA活動・子供会・ボーイスカウト・ガールスカウト・スポーツ少年団など）
- 5・消費生活・環境保全活動（消費者活動・リサイクル運動・清掃活動など）
- 6・社会福祉活動（福祉施設訪問等のボランティアなど）
- 7・国際交流活動（通訳・ホームステイ・留学生の世話・難民の支援）
- 8・宗教団体のための活動
- 9・政党・労働組合等の活動
- 10・その他の活動（具体的に： ）
- 11・無記入



資料：住民意識調査

第3章 基本計画

【施策の方向と取組】

施策の方向	取組内容
1・地域社会での男女共同参画の促進	①地域活動での男女共同参画の促進 地域活動における男女共同参画の推進及び、町内会役職の女性登用の働きかけに努めます。
2・女性の人材育成の推進	①地域活動における女性リーダーの育成 女性リーダーを育てるために必要な資質や、能力を開発するための啓発と学習の機会を提供します。
	②女性グループの相互の交流とネットワークづくり 地域で活動する女性グループ同士の情報交換と交流を図ると共に、ネットワーク化を目指します。



第3章 基本計画

② 審議会等への女性の登用促進

【現況と課題】

女性の社会進出が進み、様々な分野において活躍する女性が増えています。しかし、依然として、政策や方針決定の場面では男性主導権で決定されることが多く、女性の参画率は低い状況と言えます。

本町においては、議会議員に占める女性の割合が20%、審議会等に占める女性割合が22.2%、女性管理職においては、県内1位の41.7%の状況にありますが、今後一層、女性の政策や方針決定過程の場への参画を推進していく必要があります。

女性参画状況

区 分		総 数 (人)		内女性数 (人)	女性の割合 (%)
職 員	富谷町	管職職	12	5	41.7
		一般職	258	115	44.6
	県全体	管理職	2,574	175	6.8
		一般職	23,669	9,509	40.2
市 町 村 議 会 議 員	富谷町	20		4	20.0
	県全体	1,394		61	4.4
審議会等委員 (法律・条例)	富谷町	144		32	22.2
	県全体	14,659		2,640	18.0

第3章 基本計画

【施策の方向と取組】

施策の方向	取 組 内 容
1・審議会等への女性の登用促進	①女性委員ゼロの審議会等の見直し 女性委員がいない委員会・各種審議会等への女性登用を積極的に促進します。
	②条例などの見直し 男女共同参画の視点に立ち、関係する条例などを見直し、各種審議会等への女性の登用を積極的に促進します。
	③登用状況などの定期的な調査の実施 各種審議会等への女性登用の状況を把握するため、定期的に登用状況調査を実施します。



第3章 基本計画

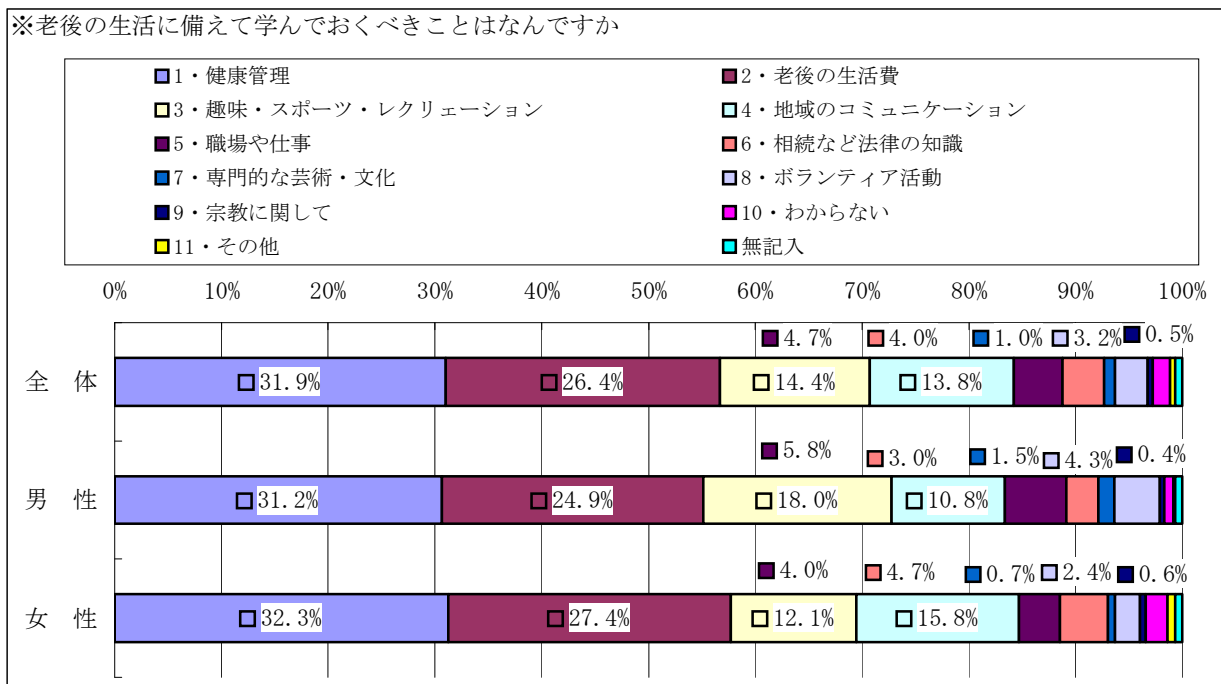
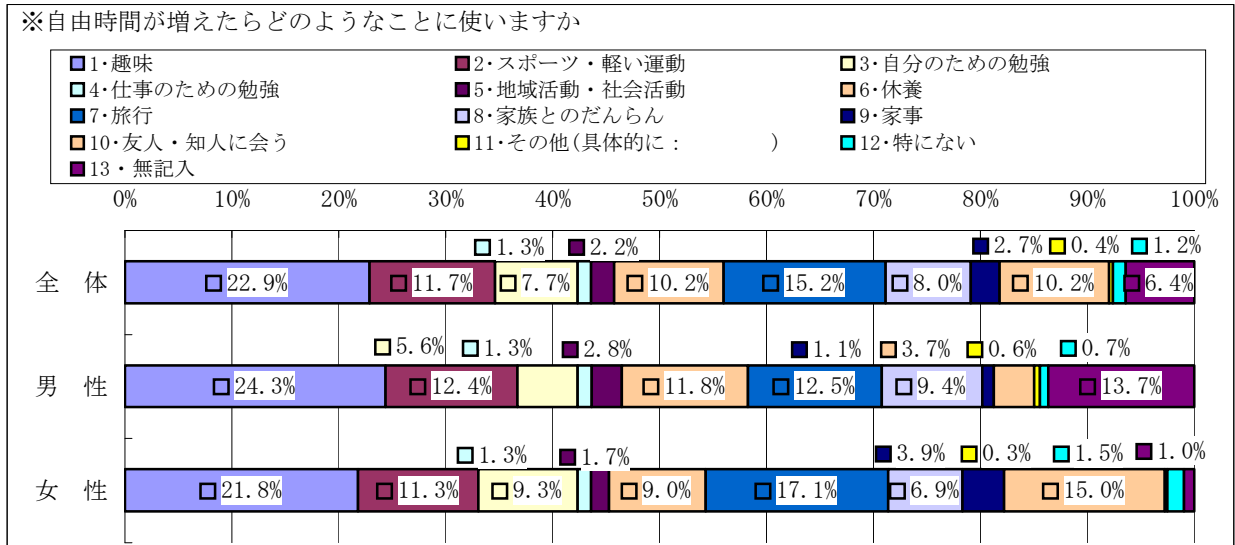
③ 生涯学習の推進

【現況と課題】

豊かで活力ある生き方を可能にするためには、生涯を通して「いつでも、どこでも、誰もが」自由に選択して学ぶことができる生涯学習やスポーツは欠かせないものです。

住民意識調査をみても、「自由な時間が出来たら趣味やスポーツ、自分のための勉強などに使いたい」と、生涯学習を行いたいという意識が伺われます。

男女共同参画社会の実現のためには、男女平等の視点に立ち、さまざまなライフステージの課題に対応した学習内容の充実を図るとともに、男性の積極的な参加と、女性の能力の更なる向上を促す学習機会の提供が必要となります。



資料：住民意識調査

第3章 基本計画

【施策の方向と取組】

施策の方向	取組内容
1・生涯学習の充実	①各種講座の充実 あらゆる場での男女共同参画への意識づくりと生きがいづくり、男性の積極的な参加と女性の能力の更なる向上を促す学習機会の提供を行います。
2・資料の提供	①資料の提供 男女共同参画に関する図書やビデオ等の貸し出しを行います。



基本目標Ⅲ 男女がいきいき暮らせる環境の整備



子育てや介護の問題を個々の問題としてだけでなく、地域社会の課題として認識し、社会全体で支え合い、さまざまな状況にある人々が、安心していきいきと暮らせるよう支援体制の整備を図ります。



①子育て支援

子育てに関する相談体制や、多様な保育サービスの充実に努めます。

②介護者への支援

介護者を抱える家族への支援を行うとともに、家庭における介護を男女共通の問題として関わる意識づくりと、介護を社会的に支える環境づくりを行います。

③健康づくり支援

生涯を通じて時期に応じた健康づくり支援を行います。

④女性のチャレンジ支援

女性自身が生涯において、自らその能力と個性を十分に発揮できるよう、能力開発の機会と情報の提供を行います。



第3章 基本計画

① 子育て支援

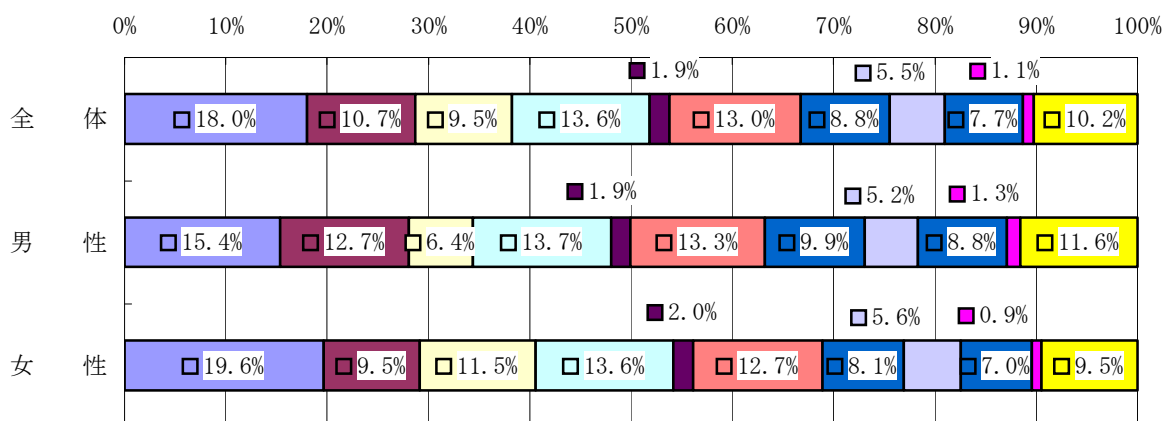
【現況と課題】

近年、男性も育児に取り組む傾向にありますが、未だ女性の負担が多い現状です。

住民意識調査では、子育てしやすい環境に必要なことは、「家事・育児において男女で共に取り組むことの大切さと必要性について社会全体の意識の改革を図る啓発活動の活発化」と、「保育内容や制度の充実」が挙げられ、多様な保育ニーズに対応した保育の充実及び、地域と各世代の支え合った子育てへの支援と環境づくりが必要です。

※子育てしやすい環境とは

- 1・家事や育児についても、男女が共同で取り組むことの大切さと必要性について、社会全体の意識の改革をはかる啓発活動の活発化
- 2・育児休業を取得した人に対して、休業中にも給料が支払われるような制度の整備
- 3・企業が内部に保育施設を設置するなど保育施設の充実
- 4・親の働く時間に対応できるような保育時間の延長や、産休明けに利用できる0歳児(乳児)保育等保育内容の充実
- 5・ボランティア活動や生涯学習への参加活動、冠婚葬祭などの時に子供を一時的に保育をしてくれる施設の拡大・充実
- 6・保育所に子供を預けたい人の希望がかなえられやすいような制度・設備の充実
- 7・子供の出産・育児に対する手当などの充実
- 8・育児について気軽に相談できる機関と場所の拡大及び人的ネットワークの整備や情報の提供
- 9・出産と育児の素晴らしさや楽しさ、親となることの意義や生きがい社会に浸透していること
- 10・その他
- 11・無記入



資料：住民意識調査

第3章 基本計画

【施策の方向と取組】

施策の方向	取組内容
1・子育てに関する相談・教室・事業の充実と情報の提供	①健康診査・相談事業の充実 乳幼児健康診査・育児相談・児童虐待ネットワークの整備・子育てに悩む親の支援と情報の提供を図ります。
2・子育て支援体制の充実	①育児サークルの育成 男性も主体的に参加できるサークル活動の推進と、育児サークル間のネットワークづくりを支援します。
	②生涯学習と一体となった子育て支援の推進 世代間交流や放課後児童育成事業などの充実を図ります。
	③特別保育・病後児保育の充実と情報の提供 多様化した保育ニーズに対応できる保育の充実と、情報の提供を行います。

第3章 基本計画

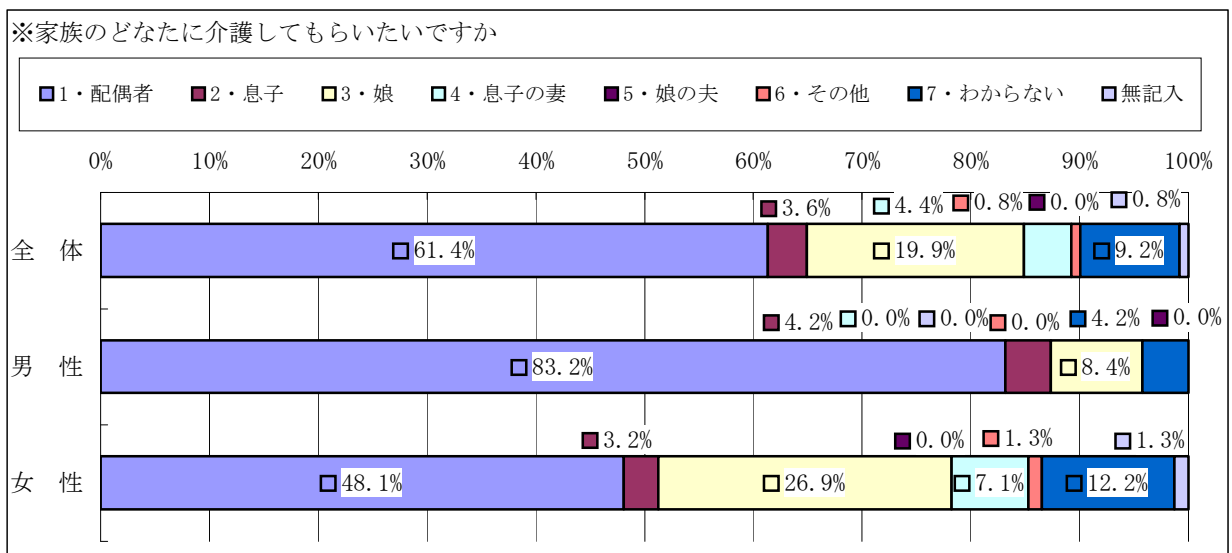
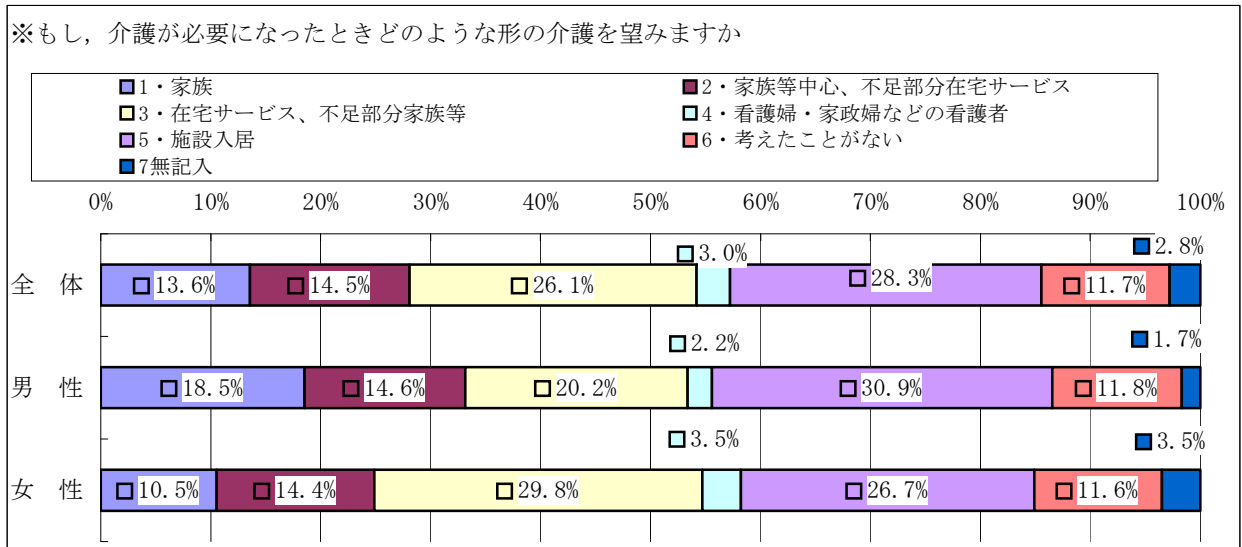
② 介護者への支援

【現況と課題】

介護を必要とする人の支援として、平成12年に介護保険制度が実施されました。

住民意識調査によると、介護が必要となったとき57.2%の方が在宅介護を望んでいます。しかも、何らかの形で家族による介護を希望するという回答が54.2%でした。本町においては、平成15年11月現在で510名の要介護認定者がそれぞれに介護サービスを受けており、今後、高齢化の進展による認定者の増加と、介護に関する負担が大きくなるものと予想されます。

家庭における介護を女性の役割と固定することなく、家族共通の問題として家族が共に関わる意識づくりと、環境の整備が必要です。



資料：住民意識調査

要介護認定者数	12年度	13年度	14年度
	294人	363人	441人

資料：平成15年度事業実績報告書

第3章 基本計画

【施策の方向と取組】

施策の方向	取組内容
1・家族介護者への支援	①介護教室等の実施 介護者を抱える家族の負担を軽くするため、介護教室を実施します。
	②家族介護者に対する健康支援の充実 介護をする人が心身ともに健康で生活できるよう、介護者間の交流やリフレッシュのための事業の充実を図ります。
	③在宅福祉・介護サービスの充実 介護を受ける人の状態に応じた在宅サービスの充実を図ります。



第3章 基本計画

③ 健康づくり支援

【現況と課題】

男女がともに生涯を通じ、心身ともに健康で充実した生活を送るためには、年代に応じた健康管理や体力づくりが必要であり、「自分の健康は自分で管理する」という意識づくりが最も重要です。

富谷町では、30歳以上の方を対象に健康診査を実施しており、受診者の約50%以上の方が疾病の早期発見につながっています。今後、さらに生活習慣病などの予防と、健康診査の必要性を周知し検診率の向上を図るとともに、町民一人ひとりの健康づくりに対応した健康管理システムの確立と、生涯にわたる健康づくりの推進が重要と言えます。

富谷町基本健康診査における指導区分別結果表（職場検診者数は含まない）

区分 年度	異常を認めない人		要観察の人		要指導・要再検の人		要医療の人		医療継続の人		総受診者数
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
13	958	19.3	1,104	22.3	1,294	26.1	337	6.8	1,263	25.5	4,956
14	916	17.7	1,138	22.0	1,390	26.9	339	6.6	1,388	26.8	5,171
15	1,017	18.5	1,123	20.5	1,478	26.9	332	6.1	1,536	28.0	5,486

資料：保健福祉課調査

第3章 基本計画

【施策の方向と取組】

施策の方向	取組内容
1・生涯を通じた健康支援	①健康診査の充実 疾病の予防や早期発見・早期治療のため、各種の健康診査の充実に努めます。
	②健康教室・健康相談事業の充実 健康でいきいきとした生活が営めるように、心と体の健康づくりに向けて、各種の健康教室・相談事業の充実に努めます。
	③気軽に出来る健康づくりの支援 いつでも、どこでも、誰もが、気軽にできる心と体の健康づくりを支援します。
	④女性のライフステージに応じた健康支援 女性の生涯にわたる身体機能に対応した健康管理と、健康保持の支援を図ります。
	⑤高齢者の健康と生きがいづくり支援 地域におけるコミュニティ活動及び世代間交流や、スポーツ・レクリエーションをとおしての健康づくりと、学習意欲に対応した生涯学習活動の充実に努めます。

第3章 基本計画

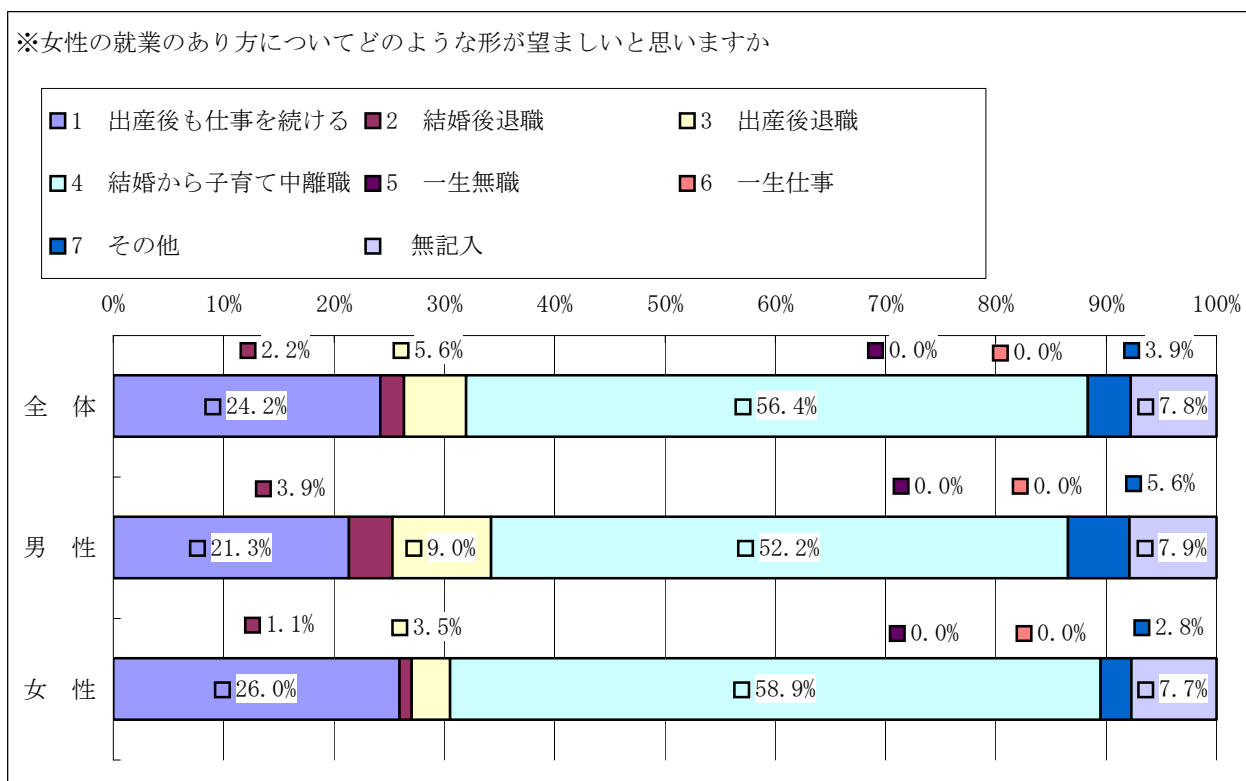
④ 女性のチャレンジ支援

【現況と課題】

性別による固定的役割分担意識や、男性中心の慣行などにより、女性は男性よりも能力を發揮しにくい環境におかれている状況です。

住民意識調査によると、女性の就業のあり方として全体で約80%の人が、出産・子育てをはさんでも就業することが望ましいと回答しており、女性が職業を持つことについては、全体的に賛成と言えます。

真に豊かで活力のある社会を実現するためには、男女が互いの能力を認め合うと共に女性一人ひとりが、生涯にわたって多様な生き方を自ら選択できるよう自己の能力を養い、社会のあらゆる分野において、参画していく力を身につけていくことが必要となります。そのためには、女性の自己能力の発見と發揮のために必要な情報の提供が必要となります。



資料：住民意識調査

第3章 基本計画

【施策の方向と取組】

施策の方向	取組内容
1・能力開発と就業への支援	①学習活動の支援及び情報収集と提供 女性がチャレンジするために、必要な知識や技術など習得できる学習機会の場合、情報収集の提供を行います。
	②就職に関する情報収集と提供 多様な働き方を推進するため、就職に関する情報収集と提供を行います。



基本目標Ⅳ 国際的な視野での男女共同参画の推進



国際社会の男女共同参画に向けた取組の理解と，異文化共生社会の促進をはかります。



①国際交流の推進と活動の情報提供

在住外国人との交流等を図り，異文化への理解や視野を広めるとともに，男女共同参画に関する国際的な活動の情報収集と提供を行います。



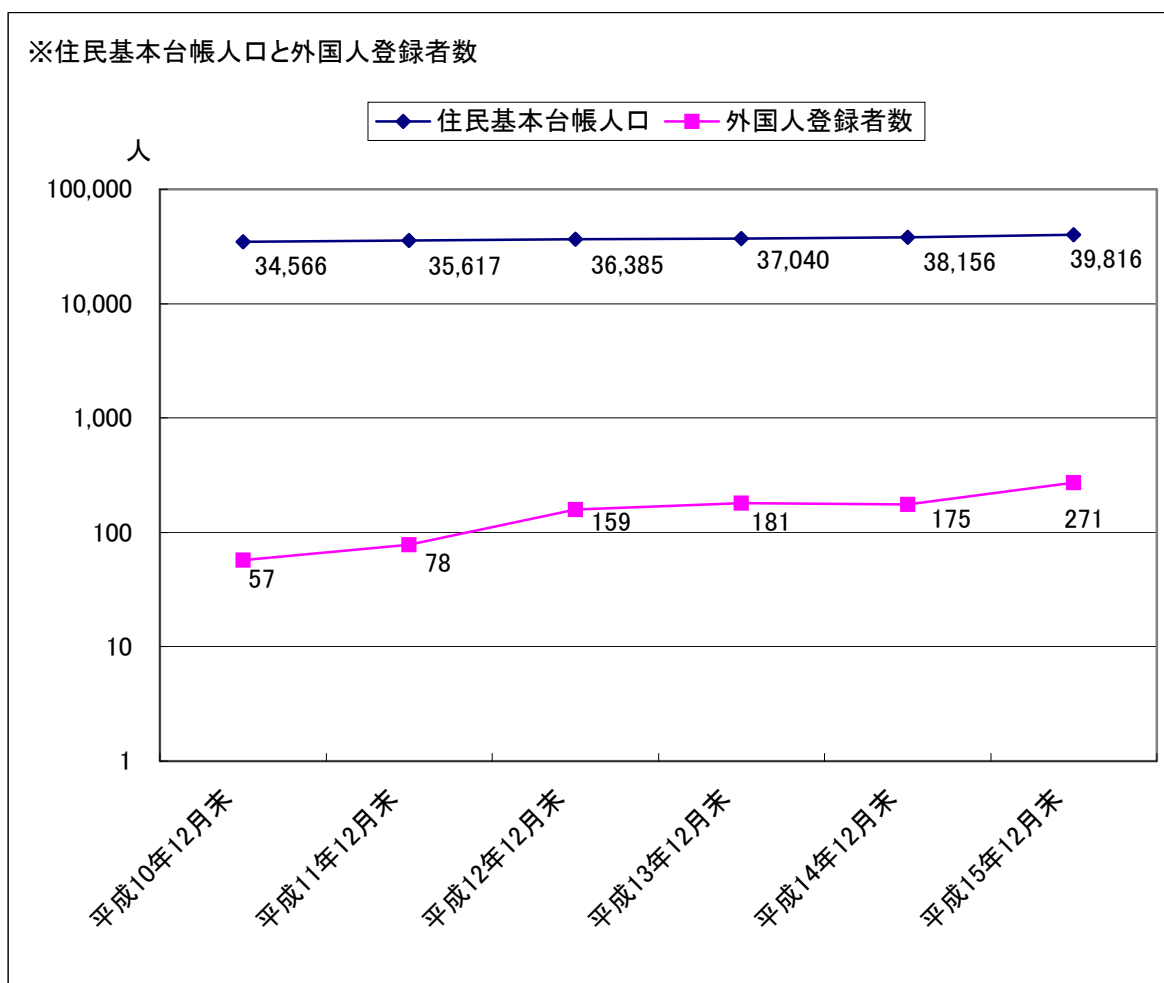
第3章 基本計画

① 国際交流の推進と活動の情報提供

【現況と課題】

国際社会における男女差別に対し、すでに国連が女子差別撤廃条約を制定しているなど、国際社会の大きな流れの中において、様々な形で是正の取り組みがなされています。

富谷町にも多くの外国人が生活していますが、その外国人との交流も極めて少ない状況にあり、生活スタイルの違いからトラブルも発生しています。今後、町民一人ひとりが多様な文化と価値観を尊重しあい理解が深められるよう、学習機会の提供と国際的な活動の情報収集に務め、広く町民へ提供するとともに、身近な外国人との交流等を実施して行く必要があります。



資料：行政区毎男女別調査

第3章 基本計画

【施策の方向と取組】

施策の方向	取組内容
1・在住外国人との異文化交流事業の推進	①交流の場の提供 異文化に対する理解を深め協調を進めるため、在住外国人との交流の機会の場を提供します。
	②国際的な活動の情報収集と提供 海外の女性問題等の情報を、広報やホームページ上に掲載し広く町民に提供します。



基本目標Ⅴ 推進体制

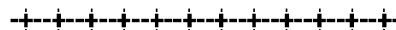


男女共同参画社会の実現に向けて、総合的に計画を推進するため体制の整備と充実を図ります。



①推進体制の整備と充実

施策を進めるため職員への啓発と研修を行うとともに、条例の制定・推進体制の整備・充実を図ります。



第3章 基本計画

① 推進体制の整備と充実

【計画の推進に向けて】

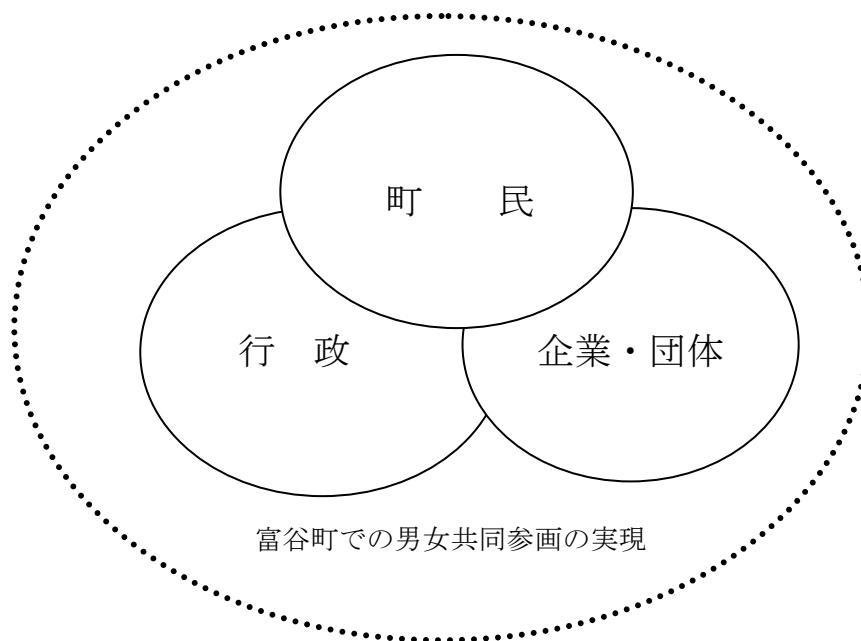
男女平等に関する問題は、行政のあらゆる分野に関わっており、長期的かつ総合的に取り組むことが重要です。

特に行政が果たす役割は大きく、幅広い分野にまたがる本計画の推進のためには、全庁的な取り組みが必要となります。あらゆる施策を男女共同参画の視点に立って、総合的かつ計画的に推進を図ることが大切です。

このため、全職員が人権尊重や男女平等の意識を持ち、女性問題を理解するとともに、男女共同参画社会の形成を目指すという、共通認識を持つことが必要となります。

こうした行政の取り組みはもとより、富谷町民・企業・団体など全ての人々が、計画の趣旨を理解し、共に取り組みを進めていくことが、男女共同参画社会の実現のためには欠かせません。それぞれの立場で、自主的な取り組みを進めるよう働きかけるとともに、それらの活動を支援し連携を図りながら、富谷町全体で施策の推進に取り組む体制づくりが必要です。

また、女性を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、潜在化しやすい悩み事や様々な問題に、適切にアドバイスを行えるよう相談体制を充実し、各関係機関と連携と協同を図り、問題の解決が円滑に行える環境整備が必要です。



第3章 基本計画

【施策の方向と取組】

施策の方向	取組内容
1・条例の制定	①男女共同参画推進条例の制定 男女共同参画を町全体で推進していくため、条例を制定します。
2・推進体制の充実	①国・県等との連携 国・県・他市町村・各関係機関との連携を図り、男女共同参画社会の形成に関する情報を収集し、効果的な施策の推進を図ります。
	②啓発活動の推進 男女共同参画社会の実現に向け、住民の意識啓発を図るために、男女共同参画週間キャンペーンと同時に講演会などの行事を開催します。
	③職員研修の実施 全職員向けに、男女共同参画社会についての研修を実施し、知識と意識の共有化を図ります。
	④計画の見直し 社会情勢の変化に応じて、計画の見直しを行います。
3・相談体制の充実	①相談体制の整備 様々な相談に応じられるよう、各関係課の相談窓口との連絡・調整を図ります。
4・計画の進行管理	①計画の進行管理 実効性のある計画にするため、進捗状況を定期的に点検・評価することにより進行管理を図ります。
	②計画の見直し 富谷町総合計画との整合性を図りながら、社会情勢の変化に応じて、計画の見直しを行います。